

請求債権目録(1)

(扶養義務等に係る定期金債権等)

- 法務局
所属公証人 作成令和 年第 号
- 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用
記

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円
- (1)イ 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての令
和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の養
育費の未払分(支払期 日)
- ロ 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての令
和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の養
育費の未払分(支払期 日)
- ハ 金 円
ただし、債権者、債務者間の についての令
和 年 月から令和 年 月まで1か月金 円の養
育費の未払分(支払期 日)
- (2) 金 円 ただし、執行費用
- | | | |
|------|--------------|--------------|
| (内訳) | 本申立手数料 | 金 4, 0 0 0 円 |
| | 本申立書作成及び提出費用 | 金 1, 0 0 0 円 |
| | 差押命令正本送達費用 | 金 2, 9 4 1 円 |
| | 資格証明書交付手数料 | 金 円 |
| | 送達証明書申請手数料 | 金 円 |
| | 執行文付与申請手数料 | 金 円 |

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の 満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養育費 が
- (2) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の 満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養育費 が
- (3) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の 満 歳に達する月）まで、 限り金 円ずつの養育費 が

請求債権目録(2)

(一般債権)

- 法務局
所属公証人 作成令和 年第 号
 地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員
記

1 元金 金 円
ただし、

2 損害金 金 円

- 上記1に対する、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
の割合による金員
 上記1の内金 円に対する、令和 年 月 日から令和
年 月 日まで の割合による金員

合計 金 円

- 弁済期 令和 年 月 日 最終弁済期 令和 年 月 日
 なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
 なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、その額が金 円に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。
 なお、債務者は、 に支払うべき金員の支払を怠り、その額が 回分以上に達したので、令和 年 月 日の経過により期限の利益を喪失した。

(注) 該当する事項の□にレを付する。

2 確定期限が到来していない定期金債権

- (1) 令和元年8月から令和10年10月（債権者、債務者間の長女 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (2) 令和元年8月から令和12年3月（債権者、債務者間の長男 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費
- (3) 令和元年8月から令和15年11月（債権者、債務者間の二女 ×× が満20歳に達する月）まで、毎月末日限り金20,000円ずつの養育費

